

当センターでは、あらゆる分野への男女共同参画を促進する催しを「目的利用事業」と呼び、一般の方に優先して、施設のご予約を受けつけています。

ご希望の場合は、以下をご確認のうえ、申請してください。

1. 申請対象について

申請できる事業は、以下の要件を全て満たすものとします。

- (1) 男女共同参画または女性の自立と社会参画の促進を目的とする事業であること。
- (2) 主催者は、個人・団体・企業を問わず、責任者、組織の体制が明確であり、1年以上活動が継続していること。
- (3) 営利活動、文化教室と見受けられる活動、特定の宗教を布教する活動、特定の政党を支援する活動等を目的としないこと。

2. 申請手続きについて

申請は、随時受け付けます。(3ヶ月以上先の企画でも、申請そのものは可能です。)

申請を希望される方は、以下の資料を郵送、もしくはご持参ください。また、記載内容について、後日ご質問させていただく場合がございます。

結果は2～3週間以内に、ファックスもしくは郵送でお知らせいたします。なお、ご提出いただいた資料はお返しできませんので、ご了承ください。

- (1) 別紙「目的利用事業申請書」
- (2) 詳しい事業内容のわかる企画書等
- (3) 会則、活動実績など、普段の活動内容の参考となる書類

3. 注意事項

- (1) 日程等を含めて許可されるため、一度許可された事業と同様の企画をされた場合でも、その都度申請が必要です。
- (2) 「目的利用団体登録」(ウイングス京都を会場として定期的に活動する団体を対象としたもの)とは異なります。
- (3) 申請内容が事実と異なっている場合等、センターの管理運営に支障があると判断した場合は許可を取り消すことがあります。

4. 目的利用事業の特典

- (1) 一般のご予約に優先して、ギャラリースペースは13ヶ月前の月の初日から、イベントホール・スポーツルームは6ヶ月前の月の初日から、その他の施設は3ヶ月前の当日(休館日にあたる場合各その翌日)から、それぞれ一般利用の方より1ヶ月早くお申し込みいただけます。
- (2) 当センターにて開催される催しについて、チラシをお預かりした場合、一般の方に優先して配架いたします。

お申し込み・お問い合わせ

〒604-8147 京都市中京区東洞院通六角下る御射山町 262 番地
京都市男女共同参画センター ウイングス京都 総合窓口係
Tel 075-212-7470 Fax 075-212-8014